

2. 「みちのく夢ドルフィン取扱規定」改定の内容

改定前	改定後
<p>1. (「みちのく夢ドルフィン」の定義) 「みちのく夢ドルフィン」(以下、「本預金」といいます。)とは、自動定額振替外貨普通預金の愛称であり、<u>ご</u>指定の普通預金口座から毎月一定金額(円貨)を<u>引き</u>落とし、自動的に米ドルを購入して<u>ご</u>入金するサービスを付加した外貨普通預金です。</p>	<p>1. (「みちのく夢ドルフィン」の定義) 「みちのく夢ドルフィン」(以下、「本預金」といいます。)とは、自動定額振替外貨普通預金の愛称であり、指定の普通預金口座から毎月一定金額(円貨)を引落とし、自動的に米ドルを購入して入金するサービスを付加した外貨普通預金です。</p>
<p>2. (申込対象) お申込みは個人の方で、外国為替法令により定義される居住者に限ります。</p>	<p>2. (申込対象) 申込みは個人の方で、外国為替法令により定義される居住者に限ります。</p>
<p>3. (取扱通貨) お取扱いただける通貨は米ドルのみとします。</p>	<p>3. (取扱通貨) 取扱いただける通貨は米ドルのみとします。</p>
<p>5. (自動振替金額) 1万円以上200万円以内で、1万円単位とします。特定月の増額のお取扱いはいたしません。</p>	<p>5. (自動振替金額) 1万円以上200万円以内で、1万円単位とします。特定月の増額の取扱いはいたしません。</p>
<p>6. (自動振替処理) 振替処理時点で支払指定口座の残高が振替金額に満たない場合は、<u>ご</u>通知することなくその月の振替は行いません。</p>	<p>6. (自動振替処理) 振替処理時点で支払指定口座の残高が振替金額に満たない場合は、通知することなくその月の振替は行いません。</p>
<p>7. (米ドル換算相場) 自動振替による場合は、当行の公表電信売相場(TTS)により米ドル換算を行い、本預金へ<u>ご</u>入金いたします。なお、振替指定円貨額になるよう為替相場を調整する場合がありますので、預入相場が公表相場と異なる場合があります。大幅な相場変動があり、一次公表相場の公表が停止され、第二次公表相場等が公表された場合でも、第一次公表相場にて米ドル換算いたします。</p>	<p>7. (米ドル換算相場) 自動振替による場合は、当行の公表電信売相場(TTS)により米ドル換算を行い、本預金へ入金いたします。なお、振替指定円貨額になるよう為替相場を調整する場合がありますので、預入相場が公表相場と異なる場合があります。大幅な相場変動があり、<u>第</u>一次公表相場の公表が停止され、第二次公表相場等が公表された場合でも、第一次公表相場にて米ドル換算いたします。</p>
<p>8. (自動振替期間) 本取扱いの期間は任意とします。ただし、期間経過後、同一条件での<u>お</u>申し込みができます。</p>	<p>8. (自動振替期間) 本取扱いの期間は任意とします。ただし、期間経過後、同一条件での申し込みができます。</p>
<p>10. (自動振替内容の変更・停止・解約) 自動振替の内容に変更等がある場合には、振替日の<u>前</u>営業日までに取引店へ当行制定の書面にてお届けください。なお、自動振替を解約される場合には、本預金を解約し通常の外貨普通預金へ預け替えしていただきます。</p>	<p>10. (自動振替内容の変更・停止・解約) 自動振替の内容に変更等がある場合には、振替日の <u>2</u> 営業日<u>前</u>までに取引店へ当行制定の書面にてお届けください。なお、自動振替を解約される場合には、本預金を解約し通常の外貨普通預金へ預替えていただきます。</p>
<p>11. (商品の切替) 本預金から通常の外貨普通預金への切替はお取扱いせず、解約・新規の<u>お</u>取扱いとさせていただきます。その逆も同様とします。</p>	<p>11. (商品の切替) 本預金から通常の外貨普通預金への切替は取扱いせず、解約・新規の取扱いとさせていただきます。その逆も同様とします。</p>
<p>12. (為替予約) 本預金を見合いとする<u>先物</u>為替予約のお取扱いはいたしません。</p>	<p>12. (外国為替先物予約) 本預金を見合いとする<u>外国</u>為替先物予約の取扱いはいたしません。</p>